

DL-酒石酸カリウムに係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正の内、D成分規格・保存基準各条、DL-酒石酸カリウムに関しまして、「保存基準 気密容器に入れ、保存する。」が設定されています。しかし、令和2年12月4日に官報告示されましたほぼ同じ特性を持つと考えられます物質L-酒石酸カリウムには保存基準は設定されていません。また、これまでも多くの吸湿性のある粉末又は結晶性粉末状の添加物がありますが、保存基準として気密容器に入れることを求めたものはありません。通常の吸湿性のある物も含め、粉末状の添加物は吸湿・固化を防ぐために透湿性の低い包装材料に入れて、透湿性の低い封をして流通されるものです。さらに、「食品、添加物等の規格基準」には「気密容器」の定義がありません。以上の理由により、DL-酒石酸カリウムに保存基準を設けることは必要ないものと考えられます。DL-酒石酸カリウムの規格基準より保存基準を削除することを要望いたします。</p>	<p>添加物の規格基準を策定するに当たっては、品質保持等に必要な場合には保存基準を規定しており、DL-酒石酸カリウムについては、実製品の分析により確認された吸湿性を踏まえると、保存基準を規定することが必要であると判断しました。</p> <p>なお、DL-酒石酸カリウムの保存基準に規定した気密容器の定義について、本省令及び告示の施行等と同日に発出した施行通知において、「DL-酒石酸カリウムの保存基準にいう気密容器とは、通常の取扱い又は貯蔵の間に固形又は液状の異物が侵入せず、内容物の損失、風解、潮解又は蒸発を防ぐことができる容器をいうこと。また、気密容器の代わりに密封容器を用いることができること。」と示しています。</p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
2	<p>改正に賛成です。</p> <p>ぶどうを主原料にした果実酒及び甘味果実酒の製造において、キチングルカン、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体、亜硫酸アンモニウム水及びDL-酒石酸カリウムの使用を認められることにより、果実酒及び甘味果実酒への効果的な使用が可能となるため、国内ワイン製造者の製品の品質等の向上に大きく寄与するものであります。</p>	<p>今後とも適切な添加物指定等に努めます。</p>
3	<p>賛成します。</p>	<p>今後とも適切な添加物指定等に努めます。</p>